

第3期八女市障がい者基本計画 中間改訂

【2024(令和6)年度～2028(令和 10)年度】

**令和6年3月
福岡県 八女市**

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定・推進体制	3
第2章 障がい者を取り巻く現状	5
1 障がい児・者の状況	5
2 障がい福祉サービス支給決定者数の状況	10
3 アンケート・ヒアリング調査結果にみる現状及び課題	11
4 障がい者を取り巻く現状課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 計画の基本理念	20
2 施策の展開(施策体系)	21
第4章 具体的施策	22
第1節 障がい者の自立支援	22
1 障がい者等への自立支援	22
2 障がいのある子どもへの支援	31
第2節 相談等の推進	33
1 相談支援体制の充実・強化	33
2 ネットワークの構築推進	38
第3節 ふれあいのあるまちづくりの推進	43
1 地域社会における共生	43
2 差別の解消	50

参考資料

1 八女市障害者基本計画策定委員会委員名簿	51
2 八女市障害者基本計画策定委員会開催経過	52
3 用語解説	53

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第3期八女市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定された市町村障害者計画として策定するものであり、本市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定め、すべての障がい者が、安心して自立した生活を送るための総合的な計画として推進するものです。

本計画は、令和元年度から10年度の10年間を計画期間として策定していますが、策定から5年が経過した中間時点である令和5年度において、この間の法制度の変化や、障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策の進捗状況を確認し、今後より一層総合的・計画的に推進するため、計画の中間見直しを行いました。

※ 障害者基本計画（障害者基本法第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

※ 「障害」の表記について

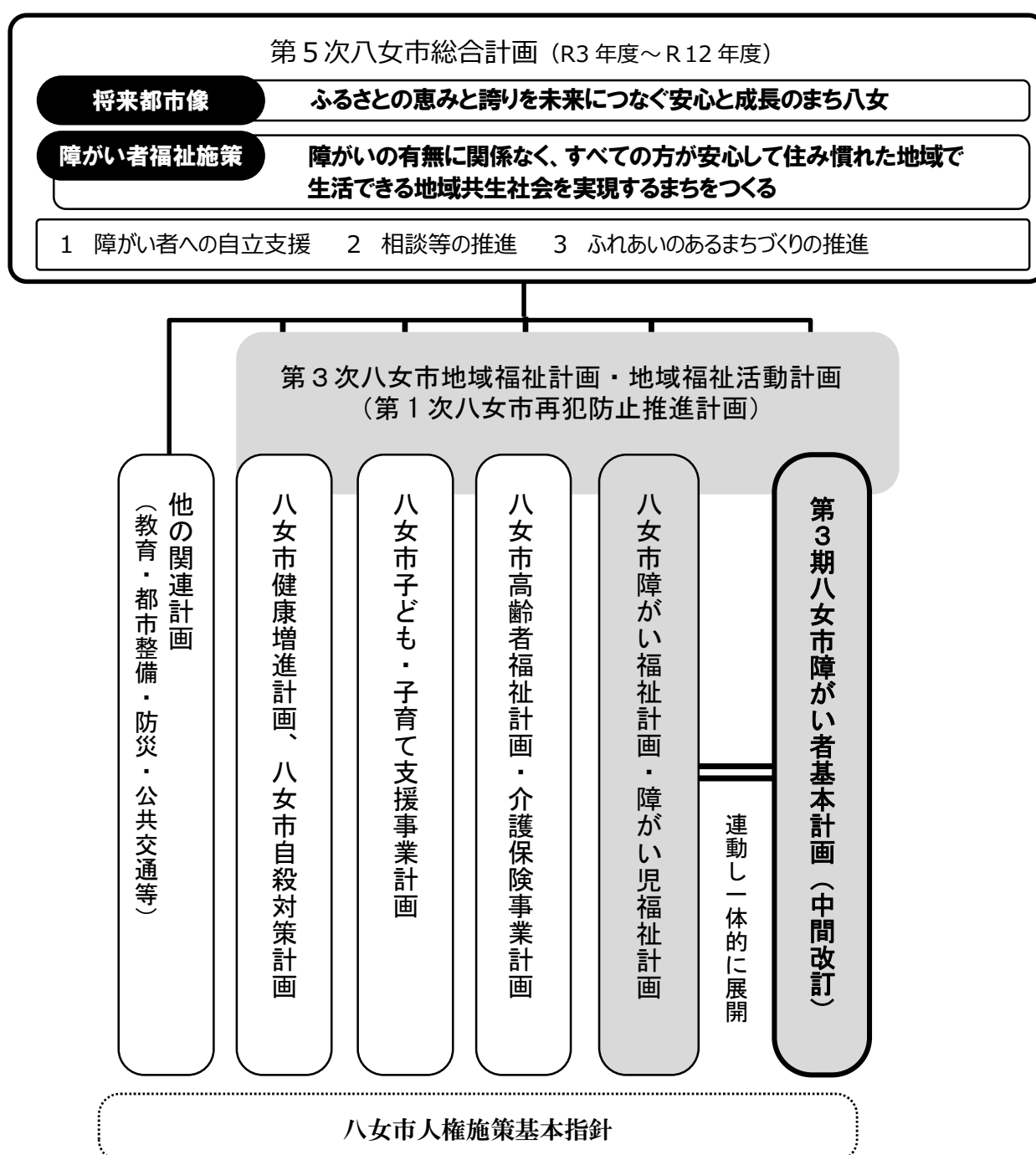
「障害」の表記に対する考え方は多様であり、国においても「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広くさまざまな主体における議論を喚起していくとしています。本市では先駆的に平仮名を用いた表記を用いてきましたが、第3期八女市障がい者基本計画策定を機に八女市障害者基本計画策定委員会で議論した結果、福岡県に準じ、「障害」の表記を「障がい」に見直すとともに、「引き続き国や県の動向を注視する」としました。なお、法律等の文中で「障害」と明記されているものにつきましては、引き続き「障害」と表記します。

2 計画の位置づけ

「第3期八女市障がい者基本計画（中間改訂）」は、令和5年度策定の障がい福祉サービスの確保に関する計画である「第7期八女市障がい福祉計画」、「第3期八女市障がい児福祉計画」を包括する総合的な計画として各計画と連動し取り組みます。

また、本市の上位計画である「第5次八女市総合計画」ほか関連する諸計画との整合性を図ります。

【第3期八女市障がい者基本計画（中間改訂）の位置づけ】



3 計画の期間

「第3期八女市障がい者基本計画（中間改訂）」の期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間の計画期間のうち、後半の令和6年度から令和10年度の5年間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
第 2 期八女市障害者基本計画 (H21～H30 年度)						前期計画（R1～R5）					後期計画（R6～R10）				
						第 3 期八女市障がい者基本計画 (R1～R10 年度)									
		第 4 期八女市 しょうがい福祉計画 (H27～H29 年度)		第 5 期八女市 しょうがい福祉計画 (H30～R 2 年度)		第 6 期八女市 障がい福祉計画 (R 3～R5 年度)		第 7 期八女市 障がい福祉計画 (R 6～R 8 年度)		第 8 期八女市 市障がい福祉 計画					
				第 1 期八女市 しょうがい児福祉計画 (H30～R2 年度)		第 2 期八女市 障がい児福祉計画 (R 3～R5 年度)		第 3 期八女市 障がい児福祉計画 (R 6～R 8 年度)		第 4 期八女市 市障がい児福 祉計画					

※第4期八女市障がい者基本計画策定時に、第8期八女市障がい福祉計画・第4期八女市障がい児福祉計画の一体的策定（計画期間等）についての議論を行う。

4 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や障がい福祉に関わる関係者等の参加を得た「八女市障害者基本計画策定委員会」において、計画内容等について検討し、計画への意見の反映に努めました。

また、令和5年度に市内の障がい者を対象としたアンケート調査や、障がい者団体や各種関係団体を対象とした団体ヒアリング調査、計画素案に対する市民の意見を収集するパブリックコメントを行い、広く意見・要望等を把握し、計画への反映に努めました。

(2)計画の推進体制

① 庁内の総合的な計画推進体制

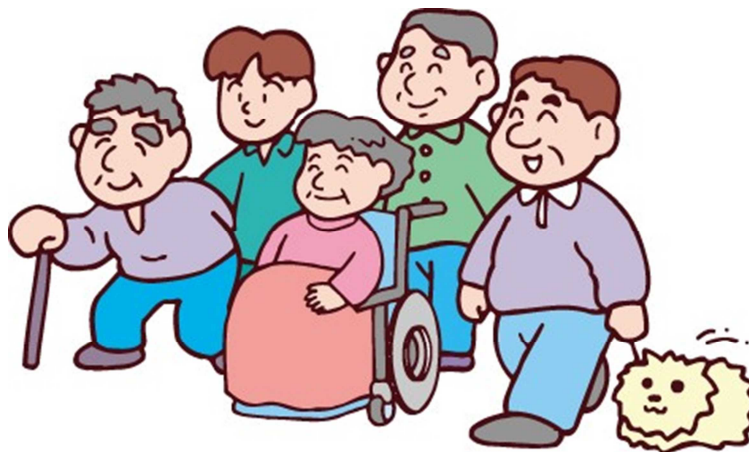
障がい福祉施策の総合的な推進のために、計画は全庁的な取り組みとしてとらえ、各部署における障がい福祉施策を推進するとともに、福祉・保健・教育・雇用・人権・防災など、関係部署の横断的な連携による計画推進を強化します。

② 地域における連携・協力体制の活用

障がいのある方の地域生活への支援や就労支援、障がいへの理解の醸成のために、障がい者団体やサービス事業者、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関等と連携・協力し、障がい者を地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

③ 計画の進行管理

計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画の進捗状況を協議する八女市障害者福祉推進委員会を設置し、計画の進行管理体制を整えます。



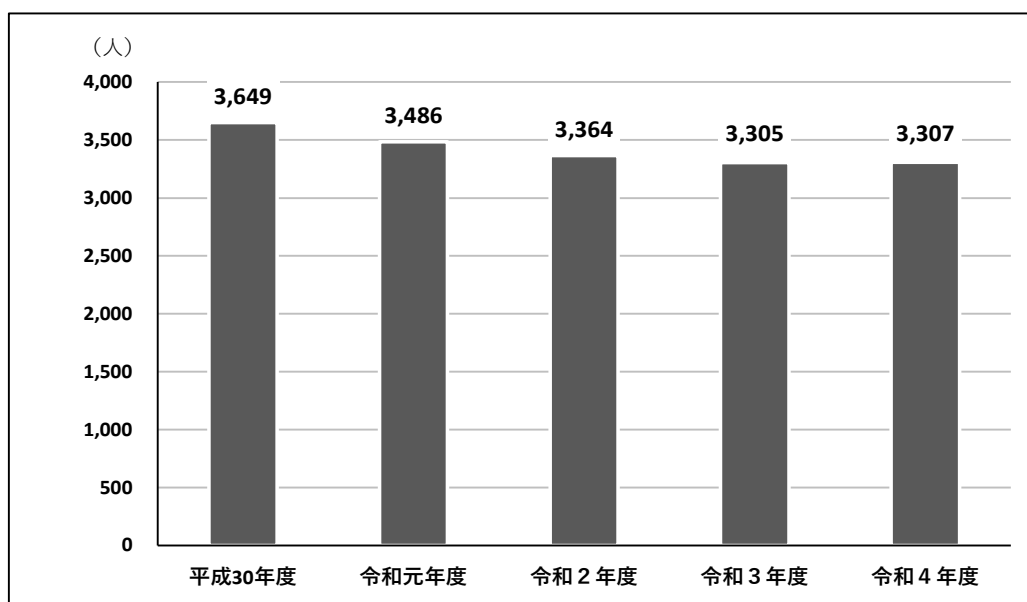
第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい児・者の状況

(1) 身体障害者手帳交付者数の推移

- 本市の身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）は、直近の令和4年度は3,307人となっており、近年はほぼ横ばいとなっています。
- 障がいの種類別にみると、いずれの年度も「肢体不自由」の方が過半数を占めています。
- 障がいの等級別にみると、いずれの年度も重度者である1級の割合が最も高く、次いで4級となっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移】



【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	3,649人 100.0%	3,486人 100.0%	3,364人 100.0%	3,305人 100.0%	3,307人 100.0%
視覚障がい	255人 7.0%	248人 7.1%	234人 7.0%	229人 6.9%	233人 7.0%
聴覚障がい 平衡障がい	339人 9.3%	331人 9.5%	328人 9.8%	324人 9.8%	334人 10.1%
音声・言語・咀嚼 機能障がい	35人 1.0%	39人 1.1%	36人 1.1%	33人 1.0%	33人 1.0%
肢体不自由	2,090人 57.3%	1,973人 56.6%	1,900人 56.5%	1,850人 56.0%	1,804人 54.6%
内部障がい	930人 25.5%	895人 25.7%	866人 25.7%	869人 26.3%	903人 27.3%

（資料：八女市福祉課）※下段の%は各年度の構成比

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	3,649人 100.0%	3,486人 100.0%	3,364人 100.0%	3,305人 100.0%	3,307人 100.0%
1級	1,013人 27.8%	977人 28.0%	945人 28.1%	942人 28.5%	955人 28.9%
2級	543人 14.9%	496人 14.2%	477人 14.2%	473人 14.3%	476人 14.4%
3級	566人 15.5%	539人 15.5%	509人 15.1%	483人 14.6%	477人 14.4%
4級	985人 27.0%	950人 27.3%	933人 27.7%	926人 28.0%	921人 27.9%
5級	276人 7.6%	266人 7.6%	255人 7.6%	249人 7.5%	241人 7.3%
6級	266人 7.3%	258人 7.4%	245人 7.3%	232人 7.0%	237人 7.2%

（資料：八女市福祉課）※下段の%は各年度の構成比

【身体障害者手帳交付者数の推移（令和4年度 障がいの種類・等級別）】

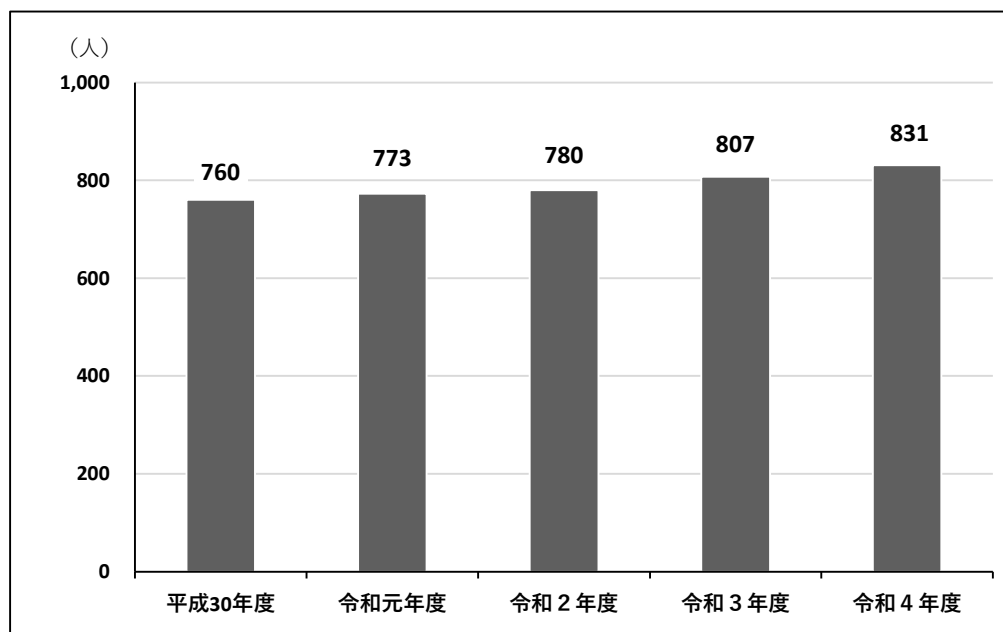
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
総数	955人 28.9%	476人 14.4%	477人 14.4%	921人 27.9%	241人 7.3%	237人 7.2%	3,307人 100.0%
視覚障がい	77人 33.0%	79人 33.9%	9人 3.9%	22人 9.4%	28人 12.0%	18人 7.7%	233人 100.0%
聴覚障がい 平衡障がい	14人 4.2%	71人 21.3%	35人 10.5%	83人 24.9%	2人 0.6%	129人 38.6%	334人 100.0%
音声・言語・咀嚼 機能障がい	1人 3.0%	4人 12.1%	15人 45.5%	13人 39.4%			33人 100.0%
肢体不自由	257人 14.2%	305人 16.9%	312人 17.3%	629人 34.9%	211人 11.7%	90人 5.0%	1,804人 100.0%
内部障がい	606人 67.1%	17人 1.9%	106人 11.7%	174人 19.3%			903人 100.0%

（資料：八女市福祉課）※下段の%は構成比

（２）療育手帳交付者数の推移

- 本市の知的障がい者数（療育手帳交付者数）は、直近の令和４年度は８３１人となっており、増加傾向にあります。
- 障がいの程度別にみると、令和４年度でＡ（重度）が４０％程度、Ｂ（中・軽度）が６０％程度となっています。

【療育手帳交付者数の推移】



【療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

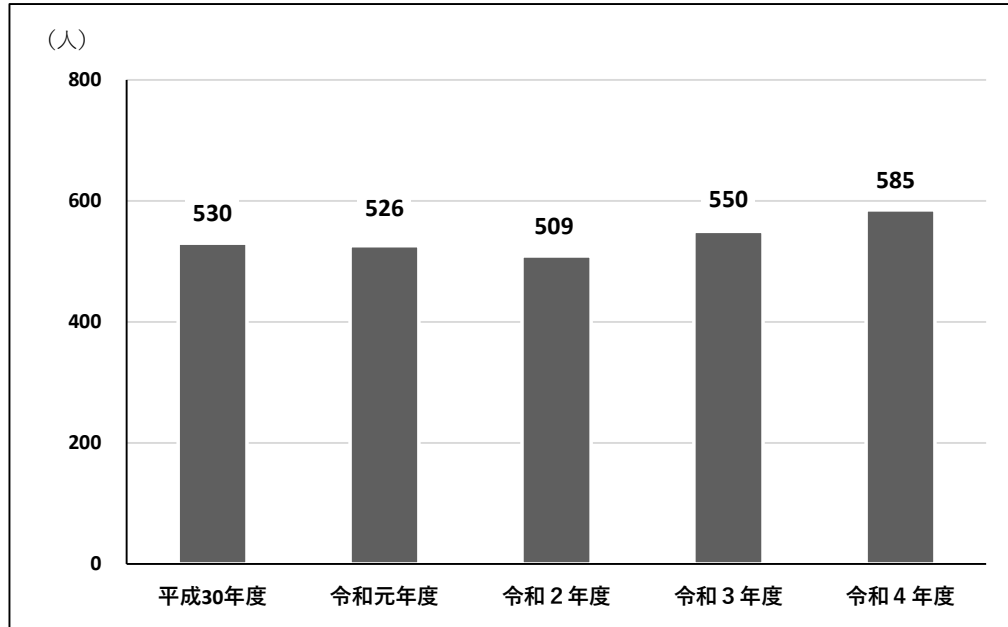
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
総数	760人 100.0%	773人 100.0%	780人 100.0%	807人 100.0%	831人 100.0%
A（重度）	321人 42.2%	320人 41.4%	319人 40.9%	326人 40.4%	329人 39.6%
B（中・軽度）	434人 57.1%	448人 58.0%	457人 58.6%	477人 59.1%	498人 59.9%
不明	5人 0.7%	5人 0.6%	4人 0.5%	4人 0.5%	4人 0.5%

（資料：八女市福祉課）※下段の％は各年度の構成比

（３）精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

- 本市の精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）は、令和４年度は 585 人となっており、増加傾向にあります。
- 障がいの程度別にみると、いずれの年度も２級（中度）が 70% 台を占め、最も多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移】



【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	530人 100.0%	526人 100.0%	509人 100.0%	550人 100.0%	585人 100.0%
1級	49人 9.2%	44人 8.4%	42人 8.3%	46人 8.4%	43人 7.4%
2級	414人 78.1%	409人 77.8%	390人 76.6%	423人 76.9%	439人 75.0%
3級	67人 12.6%	73人 13.9%	77人 15.1%	81人 14.7%	103人 17.6%

（資料：八女市福祉課）※下段の％は各年度の構成比

(4) 障がい児の就学状況

- 令和4年度での保育所における障がい児在籍数は54人、小中学校における障がい児学級の児童生徒数は216人となっています。
- 通級指導教室での指導を受ける児童数は22人となっています。

【保育所における障がい児在籍状況】

単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	535	285	649	1,469
在籍障がい児数	5	7	42	54
加配保育士数	3	5	27	25

【障がい児学級（特別支援学級）の状況】

単位：人

	設置校数	学級数	児童生徒数
小学校	14	33	151
中学校	8	17	65
合計	22	50	216

【通級指導教室の状況】

単位：人

	通級児童数
小学校	14
中学校	8
合計	22

(資料：八女市福祉課)

2 障がい福祉サービス支給決定者数の状況

※各年度 3 月末時点 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
☐ 介護給付費					
居宅介護	126	132	138	143	139
重度訪問介護	8	9	9	10	9
行動援護	1	1	1	2	2
同行援護	22	20	19	18	22
療養介護	18	18	19	18	19
生活介護	224	230	224	225	225
短期入所	81	87	90	100	89
施設入所支援	161	159	155	154	155
計画相談支援	734	734	758	775	786
地域移行支援	0	0	0	2	0
地域定着支援	0	0	3	3	0
☐ 訓練等給付費					
共同生活援助	121	120	140	145	152
宿泊型自立訓練	4	3	3	4	2
自立訓練(機能訓練)	1	0	0	0	1
自立訓練(生活訓練)	1	1	1	2	3
就労移行支援	18	13	17	17	11
就労継続支援(A型)	117	109	107	115	126
就労継続支援(B型)	255	274	298	301	309
☐ 地域生活支援事業					
訪問入浴	1	1	2	2	1
移動支援	114	113	121	125	109
日中一時支援	113	115	121	121	118
☐ 児童					
障害児相談支援	157	176	196	211	251
児童発達支援	40	51	53	59	81
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	115	123	143	150	169
保育所等訪問支援	7	15	11	36	55

3 アンケート・ヒアリング調査結果にみる現状及び課題

今回の中間改訂にあたり、市内の障がい者を対象としたアンケート調査及び障がい福祉団体を対象とした団体アンケート調査を実施しました。分析結果からみた障がい者の実態及び課題・要望について以下にまとめました。

(1) 障がい者アンケート調査

① 調査概要

● 調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者から 2,700 人を無作為抽出

● 調査期間

令和 5 年 7 月 20 日～8 月 14 日

● 調査方法

郵送による配布・回収・WEB 回答

● 回収結果

1,095 件(回収率 40.6%)

② 調査結果からみた現状及び課題

【障がい者の自立生活への支援について】

○日常生活において「日常的な事務手続き」「緊急時の避難・連絡」「外出」については、自分でできず介助が必要な障がい者が一部介助が必要とする人をあわせると 30%弱となっています。これらの介助を主にしている人は、「配偶者」「父母・祖父母」「子ども・孫」の家族関係のケースも多く、介助している家族の年齢は 52.2%が「60 歳以上」となっています。今後、障がい者の高齢化に伴い、介助者の高齢化による老障（老）介護がさらに増加し、介助者への支援を含めた身近な在宅福祉サービスの支援体制の充実がさらに必要になってくることが予想されます。また、10 代以下の介助者も全体の 1%程度みられ、ヤングケアラー等の存在が懸念されることから、今後は実態の把握と、多機関連携の中で相談・支援につなげていく必要があります。

○日常生活における外出で困ることは、「公共交通機関（バス・電車など）が少ない」「道路に段差・階段が多い」の回答が多く上がりました。障がい者の安心した日常生活の基盤づくりには、移動支援の充実や、道路・公共交通機関等のバリアフリー化の推進が求められます。また、「困った時にどうすればいいのか心配」という、困った際の対応についての不安も高い割合を占めています。

【相談支援について】

- 現在、悩んでいることや相談したいことは、高齢者を中心に「自分の健康や治療のこと」が 33.9%と最も多く、悩みや困ったことの相談先も家族や友人などに次いで「かかりつけの医師や看護師」「入所・通所している福祉施設の指導員」が多くなっています。障がい者にとっての困り事の相談先になっている地域密着型の医療機関、福祉施設の役割は大きく、各団体との連携体制による相談支援体制の充実が求められます。
- 悩みや困り事の相談先の中で「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」を挙げる方は少ない結果となっています。相談を必要としている障がい者やその家族への、相談支援事業に対する理解促進と効果的な相談窓口の情報提供・発信が求められます。
- 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報収集方法は、「市役所の広報紙」が 34.1%と最も多く、主な情報源となっており、今後も障がい者へ情報を伝える手段として読みやすい広報紙づくりが望まれます。また前回（平成 29 年度）調査結果に比べ「インターネット」の割合が高くなっており、こうした状況の変化にも対応し、多くの人に情報が届くよう新たな広報の手段についても検討していくことが必要です。
- 障がいに関する相談や支援を行っている機関の認知度では、八女市基幹相談支援センターリーベルは『知っている』との回答が 35.7%と他に比べ高い割合となっていますが、その他の機関では「知らなかった」が 60～70%を占め、認知度が低い状況にあります。

【障がい者の福祉サービスについて】

- 障がい者の福祉サービスを「利用していない」と回答した方が 67.4%と半数以上となっており、そのうちの約 60%の方が「利用しなくても問題ない」と回答しています。「利用方法がわからない」と回答した方も 16.4%おり、「サービス内容に関する情報が少ない」、「サービス利用の手続きが大変」との意見に対応しながら、サービスを必要とする人に届くような情報提供が求められます。
- 医療機関に「月 1 回以上通院している」と回答した方は 69.8%と半数以上となっており、「医療費の負担」が医療を受ける上で最も困っていることとして挙がっています。

【就労について】

- 現在、働いている方は 37.7%となっており、その就労形態は、「パートタイムやアルバイト」が 24.7%と最も多い結果となっています。「就労継続支援 A 型／B 型事業所の利用」は旧八女市エリアや 10～30 代の若い年齢層の利用が多い傾向となっていますが、中心地から離れた「黒木・星野・矢部エリア」や「70 歳以上」の高齢者では利用が少なく、「自営業」での就労が多い傾向にあり、障がい者に適応した職場環境が整備されていない状況がうかがわれます。
- 障がい者の就労支援として必要なことは、「職場の障がい者への理解」が 27.6%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」となっており、職場環境のさらなる改善が望まれます。

【災害時の避難について】

- 「火事や地震等の災害時に一人で避難できない」と回答した方は31.4%となっており、災害時に避難の介助が必要な障がい者が多くみられます。災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、「近所にあなたを助けてくれる人がいない」と回答した方が24.5%（平成29年度19.8%）、「助けてくれる人がわからない」と回答した方が33.3%といることから、障がい者が安心できる身近な地域での避難体制の整備が必要となっています。
- 災害時に不安に感じることとして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の回答が多いことから、これらのニーズを踏まえた災害時の避難対策、防災対策の充実が求められます。

【差別の解消について】

- 日常生活において、差別や偏見、疎外感を「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方が27.3%おり、差別や偏見、疎外感を感じた時は、「人間関係」「街角での人の視線」、特定した活動においては「店などでの対応や態度」「地域の行事や集まり」の回答が多く挙げられています。
- 障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要なことは、「障がいに関する広報・啓発の充実」が最も多く、障害者差別解消法で示された「合理的配慮」を含め、市広報紙を中心とした情報発信・啓発が求められます。

【障がい福祉全般の重点事項】

- 障がい福祉全般において、市に対して希望が多い施策は、「年金や手当等の充実」が52.5%（平成29年度39.4%）と最も多く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」「緊急時や災害時の支援体制の充実」が上位となっており、障がい者のニーズが高い施策として対応が求められます。

【介助者への支援について】

- 障がい者を介助する方からみた本人（障がい者）へのサポートとして望むこととして、「家族以外の人と出かけられるサポートがある」の回答が多く、家族等の介助者への支援でも、「介助にかかる費用の軽減」に次いで「介助者のリフレッシュのためのサービス」「身近な場所での相談の場」となっており、介助者に対して身体的・精神的な支援が求められます。

【障がい児施策について】

- 学校や保育所・幼稚園などでの生活を送るうえで必要だと思っていることは、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」「学習サポート体制の充実」「障がいに対する教職員の理解の徹底」の3項目が上位となっており、今後の障がい児施策としての展開が求められます。

【成年後見制度について】

○近年、認知症や知的障がい等により、財産管理や自身の意思決定が困難な人に対する支援として、成年後見制度の利用促進に関する取り組みの必要性が高まっています。その一方で、アンケート調査結果では、認知度では過半数を占めているものの、利用意向については「わからない」が42.2%、「利用したいと思わない」が24.7%となっています。今後は制度の周知とともに、実際の利用を促進するための取り組みが必要となります。



(2) 障がい福祉関連団体ヒアリング調査

① 調査概要

● 調査対象

障がい者(児)の福祉活動に関する各種団体

(当事者団体 8 団体／障害者支援施設 13 団体／学校・行政関係 4 団体／介護者団体 2 団体
ボランティア団体 5 団体／その他 2 団体)

● 調査期間

令和 5 年 8 月～9 月

● 調査方法

アンケート調査及びヒアリング調査

② 調査結果

「障がい福祉関連団体ヒアリング調査では、以下のご意見をいただきました。」

【就労支援について】

- A型やB型事業所の福祉サービスとしても、目的や役割に見合った適切な運営の実施が必要。
- 雇い入れする企業が少ない現状があり、雇用促進の取り組みが必要。

【障がい者やその家族への相談支援・情報提供について】

- 障がい者が利用できる福祉サービスや、相談できる場所の確保が必要。
- 障がい者の家族をサポートする方法を学ぶための研修等の機会が必要。
- 障がい者を取り巻く家庭における福祉課題が複合化しているため、「障害」や「介護」などの各サービスの垣根を越えたサービスが必要。

【障がい者の移動支援について】

- 施設入所者の休日外出等での移動支援に対する補助がほしい（支援がないため、終日家で過ごすこととなる）。
- 乗り合いタクシー等の移動支援があるが、公共交通機関も拡充してほしい。
- 交通手段がない山間部（八女東部）では利用機会も限られており、対応が必要。

【障がい児福祉・障がい児教育に対する支援について】

- 幼稚園・保育園・小学校・中学校への移行期の発達障がいのある子どもの状況や、効果的な関わり方について引き継いでいくことのできる仕組みづくり、関係機関の情報の共有が必要。
- 学校教育において、障がいやその対処法への理解が不足している。
- 児童の登校時、朝の送り出しが難しい家庭（不登校やその他の理由）に対する支援が必要。
- 放課後地域デイサービスのような地域とふれあうような取り組みを充実すべき。
- 福祉事業所やその関係者、学校の先生との交流会を開催するなど、地域のつながり強化に向けた取り組みを行ってほしい。

【福祉に従事する人材の育成・確保について】

○福祉・介護職員の人材確保に向けて、処遇面や福祉に対するやりがいなどを意識啓発し、福祉をやってみたいと思う人が学ぶ機会を提供するなど、今後福祉に関わることが期待される人材の掘り起こしが必要。

【障がいに対する市民理解の促進／地域(市民)のサポートについて】

○障がいのある方に対する地域の理解が乏しい。
○一般市民に対して、障がいに関する啓発を実施することで理解の促進が必要。広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動を行ったほうが良い。
○地域の方々と関わる機会が必要であり、福祉事業所の活動や地域活動について、障がい者を含めた地域の人々が相互に参加できるような環境作りが必要。

【障がい者の防災・避難について】

○防災・避難（重度障がい者の避難先など）についての心構えや連絡方法等の整備が必要。
○災害時の避難に関する情報収集と避難に不安がある。

4 障がい者を取り巻く現状課題

各種調査結果ならびに国、県の動向、現状における障がい福祉施策に関する取り組み状況を踏まえ、本市の障がい者施策の現状課題について以下にまとめました。

重点課題(1) 障がい者が安心して暮らせる生活支援の充実

- アンケート調査では、障がい者の80%以上が家族と暮らしていますが、介助している家族の多くが60歳以上となっており、高齢化が進んでいます。今後もさらなる少子高齢化や核家族化が進むことで、高齢の介護者家族や一人暮らしの障がい者が増えてくると予想され、介助者となる家族への支援を含めた在宅福祉サービスの支援、家族亡き後の障がい者に対する地域生活支援の充実が求められます。
- 地域移行への受け皿としての共同生活援助事業（グループホーム）の充実、サービスの担い手となる専門人材の確保のための対策が必要となっています。

重点課題(2) 必要な生活支援を提供できる相談支援体制の充実

- アンケート調査では、回答者の多くがほとんどの福祉サービスを「利用していない」と回答しており、また利用方法がわからないという声も少なくないことから、福祉サービスが必要な人へ届く情報提供や相談体制の充実が求められます。障がい者の困り事の相談先として、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」を挙げる方は少ない結果となっており、地域において身近に相談できる市役所や支所の窓口、基幹相談支援センター、地域包括支援センターなど、既存の相談窓口の周知や活用を進めていく必要があります。また、複合的な問題を抱えた相談者に的確に対応できるよう、関係機関による総合的な相談支援体制を構築していくことも必要です。
- 団体ヒアリング調査等によると、ひきこもりなどさまざまな要因を課題にもつ障がい者（家族）が増えていることから、関係機関の情報共有、連携による課題に対して適切に対応できる支援体制づくりが求められます。また、福祉サービス利用者の高齢化や重度化が進む中、医療的ケアが必要な障がい者に対応していくため、医療との連携強化が求められます。

重点課題(3) 就労の促進、経済的自立に向けた支援

- アンケート調査では、就労形態として最も多いのは、「就労継続支援 A 型／B 型事業所を利用して働いている」方で 22.3%となっています。しかし、市の中心部から離れたエリアでは、自営業で働く傾向が高く、障がい者に適応した職場環境が少ない状況がみられます。団体アンケート調査では一般事業者への就労機会の促進が課題となっており、正規雇用を含めた雇用機会の向上や本市の強みを活かした農福連携による取り組みの促進が求められます。
- アンケート調査では、地域で生活していくために市に希望することとしては「年金、手当等の充実」が最上位となっており、地域での自立した生活を進めるうえで、年金や手当等による所得保障の推進が必要不可欠な条件となっていることがわかります。雇用、就労とあわせ年金、手当等による支援を持続することで、経済的に自立した生活の実現に向けた総合的な支援が求められます。

重点課題(4) 障がい者への合理的配慮による差別解消の推進

- 障害者差別解消法により、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められる一方、アンケート調査では、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じる方が 27.3%と、生活のさまざまな場面で差別や偏見、疎外感を感じる人は少なくないことがわかりました。
- 地域共生社会の実現を目指し、障がいや障がい者への市民の理解を一層深め、差別や偏見を解消していくために、アンケート調査でもニーズの高かった「障がいに関する広報・啓発の充実」「学校における福祉教育の充実」「障がいのある人との交流とボランティア活動の推進」を中心とした施策の充実が求められます。

重点課題(5) 災害時の安全を確保できる体制の整備

- アンケート調査では、「火事や地震等の災害時に一人で避難できない」方は 31.4%、災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、「近所にあなただを助けてくれる人がいない」方は 24.5%でした。災害時に避難の介助が必要であるが、介助者がいない障がい者が多いことがわかりました。
- 災害時に不安に感じることは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の回答が多く、これらのニーズを踏まえた災害時の避難対策、防災対策の充実が求められます。

重点課題(6) 障がい児に対する支援の充実

○団体ヒアリング調査では、幼稚園・保育園・小学校・中学校への移行期の発達障がいのある子どもの状況や、効果的なかかわり方について引き継いでいくことのできる仕組みづくりを求める意見が多くみられ、情報共有の強化が求められます。

○アンケート調査では、学校や保育所・幼稚園などで生活を送るうえで必要だと思っていることは、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」「学習サポート体制の充実」「障がいに対する教職員の理解の徹底」が上位となっており、上記の対策と併せて施策としての展開が求められます。

重点課題(7) 障がい者の安心・安全な暮らしを支える生活環境の整備

○アンケート調査では、日常生活における外出で困ることは、「公共交通機関（バス・電車など）が少ない」「道路に段差・階段が多い」など交通面での不便さをあげる回答が多く、地域で生活していくために市に希望することでは「バリアフリー化など住まいに必要な支援」とする回答が多く挙がっていました。障がい者の安心・安全な暮らしを支えるためには、外出の際の移動支援や道路・公共施設等のバリアフリー化の推進が必要となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は「第3期八女市障害者基本計画【令和元年度～令和10年度】」の中間改定であるため、計画の基本理念、施策の展開（施策体系）については踏襲し、「第4章 具体的な施策」において、現状と課題を踏まえ、施策の方向及び具体的施策について必要に応じ変更を加えています

【基本理念】

我が国においては、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間を対象とする障害者基本計画（第5次）を策定し、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」ことを理念に、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げています。

また、福岡県においても、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの「福岡県障がい者長期計画」を策定し、「障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重される」ことを理念に、「障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目標とし、基本的視点として次の7点を掲げています。

- (1) 障がいを理由とする差別の解消
- (2) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (3) 地域社会における共生等
- (4) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上
- (5) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (6) 障がい特性や複合的困難等に配慮したきめ細かい支援
- (7) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

※高齢者・障がい者を含む誰もが、支障なく利用できる「利用しやすさ」「近づきやすさ」

これらの基本目標及び基本的視点をはじめ、本市における障がい者の現状と課題を踏まえ、本市では「長い年月をかけて八女市で整備された社会資源を活用し、地域における新しいネットワークの構築、人材づくり、情報啓発活動を充実」を基本視点とし、以下の基本理念を定めます。

障がいの有無に関係なく、すべての方が
安心して住み慣れた地域で生活できる地域
共生社会の実現

2 施策の展開（施策体系）

基本 理念	基本方針	基本方針を実現するための施策
障がいのある有無に関係なく、すべての方が安心して住み慣れた地域で生活できる地域共生社会の実現	第1節 障がい者の自立支援	1 障がい者への自立支援 (1) 訪問系・日中活動系等サービスの充実 (2) 地域にあった就労への支援 (3) 経済的自立支援の充実 (4) 権利擁護の推進 (5) 障がい者虐待の防止 (6) 自立支援協議会のさらなる推進 2 障がいのある子どもへの支援 (1) 障がい児支援の充実 (2) 療育支援・教育環境の充実
	第2節 相談等の推進	1 相談体制の充実・強化 (1) 八女市障がい者基幹相談支援センター「リーベル」を中心とした体制強化 (2) 専門的人材の育成・研修体制の整備 (3) 家族への支援 2 ネットワークの構築推進 (1) 八女地区障害者地域生活支援拠点センター「すいれん」を中心とした体制強化 (2) 地域移行の支援（入所・入院から地域へ）
	第3節 ふれあいのあるまちづくりの推進	1 地域社会における共生 (1) 地域交流の推進 (2) 情報・意思疎通支援の充実 (3) ユニバーサルデザインのまちづくり (4) 災害時の安全・安心策の強化 (5) 福祉教育の推進 2 差別の解消 (1) 差別解消支援地域協議会の推進

第4章 具体的施策

第1節 障がい者の自立支援

1 障がい者等への自立支援

(1) 訪問系・日中活動系等サービスの充実

【現状及び課題】

- 福祉サービスの提供については、平成25年4月に導入された計画相談支援により、福祉サービス利用者すべてに相談支援専門員が個別に対応する体制が整い、必要とする支援体制のコーディネートが行われています。一方、アンケート調査では、障がい者の福祉サービスを「利用していない」と回答した方が67.4%（平成29年度調査時58.3%）と半数以上となっています。そのうち「利用しなくても問題ない」と回答した方も多く見られますが「利用方法がわからない」と回答した方も16.4%（平成29年度調査時16.1%）おり、サービスを必要とする人に届くような情報提供が求められます。
- 地域移行に伴い、グループホームの需要が高まっており、多様なニーズに対応した形態や様式のグループホームの供給体制を検討していく必要があります。
- 福祉サービス利用者の高齢化、重度化に伴い、医療的なケアが必要とされる障がい者への支援の必要性が高まっており、専門知識を有する人材の育成と医療機関との連携強化が求められます。
- 地域生活支援事業については当事者が身近に利用できるとともに、多様なニーズに対応した支援が求められます。

【施策の方向】

『障がい児・者を地域で支援する』仕組みをどのように構築するかが問われています。生活の質を向上させるためにも、日中活動の場と生活の場を一人ひとりのニーズに合わせた組み合わせとなるような計画相談支援となるよう努めます。

また、学校への通学が難しく、訪問教育を受けていた児童の卒業後の支援が課題となっています。卒業後も対象者が必要な支援を受けることができる体制を整備します。

＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期
訪問系・日中活動系等サービスの充実	・障がい者本人の希望を聴き取り、その実現に向けたさまざまな公的なサービスや社会資源（インフォーマルなものを含む）が調整された総合的な計画＝サービス等利用計画が作成できる環境整備に取り組みます。 ・地域のニーズに対応できるよう訪問系福祉サービス事業者の拡大に取り組みます。	継続
グループホームの充実	・親元を離れ、地域で自立した生活を希望する障がい者の生活の場でもあるグループホームの充実に取り組みます。また、多様なニーズに対応できるグループホームを推進します。	継続
医療的なケアを必要とする方への支援体制づくり	・福祉的なケアに加えて、医療的なケアを必要とする障がい者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、重層的支援体制整備事業における多機関連携の福祉・医療・保健等が連携する協議の場を活用し、支援体制の仕組みづくりに取り組みます。	一部変更
ニーズに合わせた地域生活支援事業の推進	・地域生活支援事業の必須事業である日中一時支援事業や移動支援事業などについて、ニーズに応じた事業に取り組みます。 ・施設入所者への支援のあり方について、国や県の動向を注視し研究します。 ・日常生活用具に関する情報提供を行い、ニーズに応じた事業に取り組みます。	継続

(2) 地域にあった就労への支援

【現状及び課題】

- アンケート調査では、現在、就労していると回答した方は37.7%(平成29年度調査時30.5%)となっており、そのうち、就労形態は「就労継続支援A型/B型事業所の利用」が22.3%(平成29年度調査時25.7%)となっています(最も多いのは「パートタイムやアルバイトとして働いている」で24.7%)。しかし、収入を得る「仕事をしたい」と回答した方は43.5%(平成29年度調査時32.3%)と現在の就労状態を上回っており、就労意向はあるものの、実際の就労につながっていない人がいる状況がうかがえます。
- 障がい者の就労支援として就労継続支援A型/B型、就労移行支援事業者と連携し、一人ひとりの特性に合わせた職業訓練に取り組んでいます。その一方で、一般事業者への障がい者雇用の促進が十分な効果を上げていないため、関係機関との協議・連携により事業者への啓発活動を通じた雇用促進が求められます。
- 長期的な視点のもと、障がい児に対する切れ目のない支援体制の中で、本人や両親とともに就労に向けた助言や協議の実施についても検討を進める必要があります。
- 農業を通して障がい者の就労機会を生み出す福祉側のメリットと、福祉の力を通して高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の課題解決につなげることができる農業側のメリットを具体化させる「農福連携」が注目されており、農業が基幹産業である本市において、農業関係団体、福祉事業所、行政が連携し、地域が求める農福連携への取り組みが望まれます。
- 障がい者の長期的な就労の定着に向けた支援体制が求められます。

【施策の方向】

改正障害者雇用促進法により、今後ますます、民間企業等による障がい者を雇用する動きは活発になることが予想されます。障がい者本人の一般就労に向けた準備や訓練による支援、障がい者就業・生活支援センターデュナミスとの連携、平成30年4月に創設された就労定着支援事業所による定着支援も含めた効果的・複層的な就労支援に取り組めます。

また、福祉的な就労として就労継続支援A型/B型に対するニーズは高い状況が続き、工賃のアップなどの課題があります。近年、支援の一環として農業に取り組む「農福連携」は農業分野の課題である担い手不足や耕作放棄地問題、福祉分野では障がい者の就労の機会の確保や工賃(給与)水準の向上などの、それぞれの課題について効果が見込まれています。生産のみならず、加工や流通・販売など当市の地域性にあった「農福連携」の仕組みづくりに取り組みます。そして、就労を希望する障がい者の方々が働くことのできる場を創出していきます。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
【重点】農福連携の推進	本市の地域性に応じた「農福連携」の仕組みについて協議し、農業サイド、福祉サイドそれぞれの課題に対応できるよう、地域全体で取り組みます。	継続
障がい者雇用の促進	- 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターデュナミス、特別支援学校等の関係機関と連携し、障がい者雇用の促進に取り組みます。 - 障がい者雇用に取り組んだ企業への表彰や広報などの具体的な取り組みについても調査・研究し、検討を進めます。	一部変更
【重点】就労定着のための体制づくり	一般就労に向けた準備・訓練の場である就労移行支援の充実と、就労後に障がい者が職場に定着できるよう障害者就業・生活支援センターデュナミスや就労定着支援事業所等の連携強化に取り組みます。	継続



(3) 経済的自立支援の充実

【現状及び課題】

- 生活困窮の課題・要因が多様化しており、生活困窮者の自立支援に向けてさまざまな課題に対応できるよう、各関係機関との連携が求められます。
- 障害年金、手当の周知や相談体制の充実、正しい理解の促進による申請支援が求められます。

【施策の方向】

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立相談支援事業や就労準備支援事業など、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、解決に向けた支援を行っています。障がい者が生活に困窮した場合の連携体制の構築に取り組めます。

また、障がい者やその家族から年金請求や手当申請の相談があった場合の対応力向上は欠かせません。必要とされる内容をわかりやすく説明できるよう、相談支援専門員等が年金や各種手当の制度について理解を深め、資質向上に努めます。

<施策一覧>

施策名	施策内容	後期
生活困窮者自立支援事業との連携強化	・生活困窮状態にある障がい者に対して、生活困窮者自立支援制度の各事業を利用しながら、効果的な支援に取り組めます。 ・経済的な自立に欠かせない就労に必要な支援体制の確立に取り組めます。 ・生活困窮者自立支援事業や社会福祉協議会が行う事業と連携し、効果的な支援に取り組めます。	継続
情報提供の強化	・相談窓口や相談支援専門員等が障害年金や各種手当の制度理解を深め、相談者が必要とする手続きにつながるよう取り組めます。	継続

（４）権利擁護の推進

【現状及び課題】

- 令和３年３月に八女市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、１０月に中核機関を設置して相談体制を強化するとともに、制度の普及啓発や利用促進に取り組んでいますが、アンケート調査では、成年後見制度について、「名前も内容も知っている」と回答した方は当事者で28.4%（平成29年度調査時：21.2%）、介助者で19.2%（平成29年度調査時33.1%）と低く、制度に対する理解が浸透していないことがわかります。
- 権利擁護の推進については、市や社会福祉協議会を通じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図っていますが、より効果的な情報発信と制度の円滑利用を目指し、関係機関との協議・連携、権利擁護の専門的な相談体制のさらなる推進が求められます。

【施策の方向】

近年、認知症や精神疾患、知的障がい等により財産管理や身上監護※における意思決定支援の必要性が高まる一方で、制度の認知度の低さや担い手の不足等により、成年後見制度の利用は進んでいない状況にあります。今後も成年後見制度に対する正しい理解を得るための周知活動に取り組むとともに、関係機関との連携強化や専門の相談窓口の充実、専門の相談員などの人材育成に取り組めます。

※身上監護とは、ご本人の生活を維持するために行う、生活や健康、療養に関する法律行為

＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期 一部 変更
成年後見制度の利用促進	・中核機関を中心に相談、支援体制の充実を図ります。 ・利用しやすい成年後見制度とするために、相談に対応する支援者の研修等に取り組めます。 ・市民に対して、成年後見制度の内容を正しく理解いただく周知活動に取り組めます。 ・成年被後見人等に適した後見人等の候補者を調整するため、司法・福祉の専門職を交えた受任者調整会議を開催し、適切な候補者の選定に努めます。 ・法律や福祉の専門職団体や関係機関の連携強化及び困難事例に対する支援、協議を行う組織として設置している地域連携ネットワーク協議会を中心に地域連携ネットワークの連携強化に努めます。	

（５）障がい者虐待の防止

【現状及び課題】

○障がい者虐待を防止するため、障害者虐待防止法の正しい理解を促す周知・啓発と適切なケアのできる相談支援体制が求められます。

【施策の方向】

障がい者虐待は、養護者や障がい者福祉施設従事者等、使用者からの不適切な行為をいいます。虐待をしている人、虐待を受けている人に自覚があるとは限らず、虐待者が「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていたり、被虐待者が、自身の障がいの特性から自分のされていることが虐待だと認識していなかったりすることがあります。障がい者の権利を護るためにも虐待の防止に取り組みます。

<施策一覧> 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
障がい者虐待の防止の推進	【重点】 ・八女市障がい者等自立支援協議会と連携し、障がい者福祉施設従事者等を対象とする研修会に取り組みます。 ・公共職業安定所と連携し、使用者に対する啓発活動に取り組みます。 ・養護者からの虐待が生じた場合、基幹相談支援センターリーベル（以下、「リーベル」という。）と連携し、虐待を受けた障がい者への支援及びその養護者への対応に取り組みます。 ・障がい者を対象とする研修会等に取り組みます。	継続

（６）自立支援協議会のさらなる推進

【現状及び課題】

○自立支援協議会を中心に、多様化する障がい者とその家族のニーズに対し、社会資源の活用による解決方策の検討など、自立支援への取り組みの強化が求められます。

【施策の方向】

平成19年6月に設置した八女地区障害者等自立支援協議会は、令和2年度から八女市障がい者等自立支援協議会として、障がい者の自立支援に向けた検討を行っています。相談事業を核とする取り組みの継続や地域のネットワークの構築により、支援者同士の顔が見える関係づくりを可能とするなど一定の成果を上げてきましたが、個別ケースに対応する過程で新たな地域の課題も見えてきました。

課題に対応した分科会を設置し、多様化する障がい者とその家族のニーズに対応しています。今後も、年々変化する課題への対応に向け、さらなる分科会の活性化に努めます。

＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期
地域課題に応じた取り組みの強化	・個別ケースを通して得られる地域課題について、八女市障がい者等自立支援協議会で議論する仕組みづくりに取り組みます。 ・地域に求められる社会資源を新たに開発できる環境を整備し、障がい者とその家族のニーズの受け皿づくりに取り組みます。	継続
専門部会の活性化	・多様化する障がい者とその家族のニーズを共有し、分科会での活発な議論を推進します。また、必要に応じて専門部会を設置するなど問題解決に努めます。	継続

【成果指標】

	現状	中間年度	最終年度	出典
	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 10 年度	
(2) 地域にあった就労への支援				
農福連携の協議の場の開催	成果目標			
	0回／年	2回／年	2回／年	
	結果			
		0回／年		
就労定着ネットワークによる事例検討部会等の開催	成果目標			
	0回／年	1回／年	2回／年	
	結果			
		0回／年		
(5) 障がい者虐待の防止				
障がい者福祉施設従事者等を対象とする研修会を開催	成果目標			
	0回／年	1回／年	2回／年	
	結果			
		1回／年		



2 障がいのある子どもへの支援

【現状及び課題】

- 平成24年に創設された障害児通所支援により、支援を必要とする児童が個別や集団で療育を受けることが可能となりました。
- 障がい児のニーズに対応した障害児通所支援の支援内容の充実が求められます。
- 療育が必要な障がい児に対応した療育機関等の専門機関の充実・連携が求められます。
- 平成30年1月に障がい児を対象とする専門的な療育支援を目的とする児童発達支援センターが開設されており、今後、地域の関係機関との連携体制を強化し、療育体制の充実が期待されます。
- 障がい児家族への適切な支援のできる支援者・体制づくり、未就学児から18歳まで対応できる療育体制の構築が求められます。

【施策の方向】

(1) 障がい児支援の充実

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）は、年々その利用者が増加しています。特に放課後等デイサービスは利用児童の低年齢化もあり、そのニーズは高いと言えます。しかし、「個別ニーズに応じた対応ができていない」「単に見守りになっている」といった指摘もあります。こうした課題に対応するため、個々のニーズに対応したサービス提供に努めます。

児童発達支援センターは、施設の持つ専門的な機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談対応や、障がい児を対象とした各施設に対しての援助や助言を行うなど、療育に取り組むための中核的な施設です。地域における児童発達支援センターの機能を活かした仕組みづくりが求められており、福岡県筑後地域発達障がい者支援センターあおぞらや医療機関、保育・教育機関や障害児通所支援事業所等との連携強化に取り組めます。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
障がい児通所支援の充実	・各施設が多様なニーズに対応できるよう、特色ある取り組みの研究や、支援員の資質向上のための研修等の環境整備に取り組みます。 ・保護者や関係機関が各施設の取り組み内容などを共有します。	継続
【重点】児童発達支援センターを核とする地域の連携体制の構築	・児童発達支援センターを核とする地域の連携体制の構築に取り組みます。	継続

（２）療育支援・教育環境の充実

障がい児に対する接し方は、家庭・学校・施設で共有し、実践することがより効果的と言われています。施設だけの取り組みではなく、障がい児の家族や学校に対して、接し方を共有できる支援体制づくりに取り組みます。

また、就学前～小・中学校～高校それぞれのライフステージにおいて、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期
家族の接し方（ペアレントトレーニング）等の充実	- 施設・家庭・学校が連携し、情報の共有をはじめとする適切な支援体制の構築に取り組みます。 - 障がい児相談支援を充実させ、必要に応じて施設・家庭・学校におけるペアレントトレーニングが導入できるよう取り組みます。	継続
切れ目のない支援体制の構築	切れ目のない支援を実現させるために、進学に伴う学校間の連携の更なる強化に取り組みます。	継続

【成果指標】

	現状	中間年度	最終年度	出典
	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 10 年度	
(1) 障がい児支援の充実				
児童発達支援センター を核とする連絡会議の 開催	成果目標			
	0回／年	1 回／年	2回／年	
	結果			
		0 回／年		

第2節 相談等の推進

1 相談支援体制の充実・強化

(1) 八女市障がい者基幹相談支援センターリーベルを中心とした体制強化

【現状及び課題】

- 平成 26 年度に開設した八女地区障害者基幹相談支援センターリーベルを、令和 2 年度から本市の障がい者基幹相談支援センターとし、培った活動実績やネットワークを活かした相談機能の体制強化を進めています。
- 一方、アンケート調査では、悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」が 69.6%（平成 29 年度調査時 68.1%）を占めており、次いで、「友人・知人」（平成 29 年度調査時「かかりつけの医師や看護師」）となっています。相談支援事業所や行政の相談窓口と回答する方は少ない結果となっており、相談先としての周知とコミュニケーションの充実がさらに求められます。
- 福祉サービス利用者の高齢化や重度化が課題となっており、これまで、医療ソーシャルワーカーとリーベルの相談支援専門員が連携を図り、入院時や退院に向けた調整をしてスムーズな在宅への移行に努めてきましたが、地域包括ケアシステムの構築と合わせた医療ソーシャルワーカーを含む医療機関とのネットワークのさらなる強化が求められます。
- 八女市介護人材バンクにより介護人材の育成を行っていますが、今後の地域生活支援事業の充実を図るうえで、さまざまなケースに対応できる人材の育成が求められます。

【施策の方向】

本市では、これまで相談支援事業を核とする八女市障がい者等自立支援協議会の取り組みを進めてきました。その結果、相談支援事業の推進役であるリーベルが個別ケースへの支援や分科会活動、地域の関係機関を対象とした研修会の開催などにより福祉分野における有機的なネットワークを構築し、障がい者やその家族に対する支援を充実させてきました。

近年、難病等患者をはじめとする福祉的なケアだけでなく、合わせて医療的なケアを必要とする方の地域移行が進んでいます。これまでの福祉分野を中心とする支援体制だけでは限界があり、医療機関との連携は欠かせません。今後、医療機関との連携体制を構築し、ネットワークのさらなる充実に努めます。また、障がい福祉に関わる分野にとどまらず、ヤングケアラーや 8050 問題、引きこもりの問題など、複合的な要因による問題も顕在化しており、相談の内容も多様化しています。こうした状況から、市をはじめとした公的機関及び関係機関と、市民及び地域がともに連携した重層的支援体制のもとで支援につなげていくことが必要であり、今後はその体制の充実に努めます。

そのほか、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送るために、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援する環境を整備します。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
関係機関との連携による相談支援のさらなる強化	・地域におけるあらゆる相談支援機関の機能や役割を明確化し、連携を進めていくことで、相談支援のさらなる強化に取り組みます。 ・自発的に事例検討会等を行う環境整備に取り組みます。	一部 変更
医療機関との連携強化	【重点】 ・これまでに築いてきたネットワークをさらに発展させるため、各医療機関の医療ソーシャルワーカーとの顔の見える関係の構築を目指し、本市独自のネットワーク構築に取り組みます。 ・研修会（事例検討など）を通して医療・介護・福祉の連携のあり方を検討し、有機的な連携体制を構築します。	継続



（２）専門的人材の育成・研修体制の整備

【現状及び課題】

○近年、障がい福祉にとどまらず、あらゆる福祉人材が不足、確保難となっている状況です。

現在、八女市介護人材バンク事業により介護人材の育成を行っていますが、今後の地域生活支援事業の充実を図るうえでは、さらなる福祉人材の確保と育成に向けた取り組みが求められます。

【施策の方向】

相談支援における相談者のニーズは、多様化・複雑化している現状があります。相談支援専門員が有している専門的な知識やスキルは、より高度なものを求められることは避けられません。地域におけるニーズを踏まえた、専門的な人材の育成及び確保に努めます。

なお、現在さまざまな分野で人材の確保が難しい状況にあることから、学校における福祉教育を通じて将来的な福祉人材の育成を目指すほか、総合計画やまちづくり施策とも連携し、八女市への移住定住者を増やし、その中から福祉への就労を進めていくなど、市のまちづくり・人づくりに関わるさまざまな施策と連携しながら人材確保に努めていきます。

近年、いわゆる大人のひきこもりに象徴される現行の支援施策では対応できない、しかし、支援を必要とする方々が地域の中には確実に存在しています。フォーマル・インフォーマルを問わず、相談を受ける側は支援を必要とする方に「気づく」ことが重要であり、相談業務に携わる人材に対して知識や技術の向上に努めます。

また、地域の見守りによる要支援者の早期発見から、多職種が連携した相談・支援につなげていきます。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
必要とされるニーズの調査と研修体制の整備	・医療的なケアや行動障がいへの対応など地域に存在するニーズを把握し、より専門性の高い人材育成に取り組みます。 【重点】 ・多様化・複雑化する相談者のニーズに対応するため、相談援助のスキル向上に関する研修会を開催します。	継続
人材の確保	・地域における相談役である民生委員・児童委員、福祉委員など、相談員に対する支援体制の強化に取り組みます。	継続

（３）家族への支援

【現状及び課題】

- 当事者だけでなく、介助する家族等の支援が必要となっており、これまでの精神障害者家族会の取り組みを含め、新たな支援のあり方が求められます。
- アンケート調査では、介助者に対する支援については「介助にかかる費用の軽減」の回答が多く、次いで「身近な場所での相談の場」「介助者のリフレッシュのためのサービス」（平成 29 年度調査時「介助者のリフレッシュのためのサービス」「身近な場所での相談の場」）となっており、これらの介助者のニーズに対応した支援方策の検討が求められます。

【施策の方向】

本市の親の会や家族会の活動を支援する仕組みはまだ十分とは言えません。同じ悩みを有する家族の受け皿づくりに努めます。また、組織化されたグループにこだわらず、同じ悩みを有する方をつないでいくマッチング機能について研究します。

主たる介助者である家族に対するレスパイトの充実は、障がい者が住み慣れた地域で生活を継続させるために必要なことと言えます。また、アンケート調査の結果から、10 代以下の介助者の存在が 1%程度認められたことから、ヤングケアラーの存在が懸念されます。今後は、地域による見守り等から問題の把握を進め、重層的支援体制整備事業の中で、さまざまな機関が連携して複合的な課題解決に向けた取り組みを進めていきます。



＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期
家族や兄弟姉妹等への支援強化	・兄弟姉妹を含めた家族に対する支援やニーズについて調査・研究に取り組みます。 ・主たる介助者のニーズを調査し、求められるレスパイトケアについて取り組みます。	継続

【成果指標】

	現状	中間年度	最終年度	出典
	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 10 年度	
(1) 新しい相談支援体制の構築				
新しいネットワークを 活かした事例検討会等 の開催	成果目標			
	0回／年	1回／年	8回／年	
	結果			
		6回／年		
(2) 専門的人材の育成・研修体制の整備				
専門別研修会の開催	成果目標			
	0回／年	1回／年	24回／年	
	結果			
		22回／年		

2 ネットワークの構築推進

(1)八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれんを中心とした体制強化

【現状及び課題】

- 障がい者等の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族が安心して住み慣れた地域での生活が継続できるよう、八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれん（以下、「すいれん」という。）が平成30年4月に開設し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて取り組んでいます。
- すいれんを中心とした地域の複数の事業者と協力する面的整備型のサービス提供体制の構築に取り組んでいます。協力事業者が少なく、更なる拡大や強化が必要です。
- 緊急時の受け入れについて、すいれんが開所してからの5年間で計13人の方を協力事業者にて受け入れましたが、新規の障がい者等の利用が大半を占めました。緊急時に支援が見込まれない障がい者等（要支援者）の把握のための掘り起こしを社会福祉協議会の地域福祉ネットワーク、さらにリーベルを中心とした相談支援ネットワークなどと有機的に連携して、要支援者の把握に努めます。
- 地域移行の取り組みとして、令和2年1月に一人暮らし自立体験ルームをすいれんの「体験の機会・場」の機能として整備しました。施設から在宅、親元からの自立など、地域移行を希望している障がい者のニーズ把握や体験利用を通し、一人暮らしのイメージ形成など、地域移行を促進する役割として期待されます。

【施策の方向】

地域の複数の事業所が拠点機能を担い、八女市全体で地域生活支援拠点等を整備する「面的整備型」を基本方針とし、すいれんが中心となって、地域の体制づくりに取り組みます。すいれんの支援対象者は、緊急時に支援が見込まれない障がい者で、障害者手帳所持の有無は問わない日常生活や社会生活に生活のしづらさを有する方（障がい疑われる方）を含めます。

これまでの相談支援事業（リーベルが構築してきたネットワーク）に加えて、民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役、保健所などの精神保健福祉に関する身近な相談機能を含めた新たなネットワークの構築に取り組み、活動を充実させます。併せて、地域福祉のけん引役でもある社会福祉協議会との連携も強化していきます。

福祉生活支援室「ほっと館やめ」が有する各種機能は、これまでの地域にはなかった社会資源と言えます。

新しい社会資源との連携だけでなく、地域にあるニーズに対応できる新しい社会資源の開発に努めます。

＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期
新しい地域の体制づくり	・ すいれんに求められる機能を充実させるため、関係機関との意見交換に取り組み、地域に求められるネットワークの構築に努めます。 ・ 地域性とも言える広大な面積に対応するため、社会福祉協議会との連携を強化します。	継続
制度を横断する相談支援体制の構築	・ フォーマル・インフォーマルを問わない子育て、障がい者、高齢者などの分野を越えた連携体制の構築に取り組みます。	継続

（２）地域移行の支援（入所・入院から地域へ）

精神科病院や障害者支援施設からの地域移行の仕組みづくりは地域における大きな課題と言えます。送り出す側（精神科の医療機関や障害者支援施設）と受け入れる側（住み慣れた地域）双方がその支援のあり方について共有できる環境整備に努めます。

グループホームは地域移行の受け皿として、また、すいれんの「体験の機会・場」機能の「一人暮らし自立体験ルーム」は一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する新たな社会資源として期待されます。更なる事業の周知、利用率の向上に取り組みます。

＜施策一覧＞

施策名	施策内容	後期
地域移行を可能とする体制づくり	・ 地域移行に向けた幅広い課題に対応するために、すいれんの体験の機会・場の「一人暮らし自立体験ルーム」の機能充実・体制強化に取り組みます。	変更
グループホーム整備の推進	・ 地域における生活の場であるグループホームのニーズに応じた設置の推進に取り組みます。	変更
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障がい者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、保健所や精神科の医療機関などの精神保健分野と福祉分野及び地域福祉分野との連携・支援体制強化に取り組みます。	継続

【成果指標】

	現状	中間年度	最終年度	出典
	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 10 年度	
(1) 新たなネットワークの構築				
医療機関（精神保健福祉士など）を加えたネットワーク体制による事例検討会等の開催	成果目標			
	0 回／年	1 回／年	2 回／年	
	結果			
		2 回／年		
(2) 地域移行の支援（入所・入院から地域へ）				
サテライト型グループホームの設置	成果目標			
	0 事業所	1 事業所	1 事業所	
	結果			
		0 事業所		



※すいれんの機能

障がい者(児)の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備することが求められます。障がい者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的に、すいれんは整備されています。

具体的な機能については次のように、リーベル及び地域の障害者福祉サービス事業所と機能を分担します。

居住支援のための 5つの機能	具体的内容	実施機関
相談	緊急時の支援が必要な障がい者等を地域の相談支援事業所等と協力して、事前に把握・登録し、介護者不在時や障がい特性に起因して生じる緊急事態に備えるため、緊急一時的な宿泊事業登録施設と受け入れに関する必要な情報を共有し、常時の連絡体制を確保します。	リーベル 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 すいれん
緊急時の受け入れ・対応	24時間365日の緊急相談窓口を設置し、介護者の急な不在などのやむを得ない理由により、在宅生活の継続が困難になった場合に、緊急時の受け入れ先の確保など、必要な支援が出来る体制を整えます。	短期入所事業所 緊急一時的な宿泊事業登録施設 居宅介護系事業所 すいれん
体験の機会・場	将来一人暮らしを希望する障がい者に、常時連絡体制を整えた「一人暮らし自立体験ルーム」を提供し、一人で暮らすイメージづくりや今後の生活設計を考える機会につなげ、地域移行の促進に取り組みます。	すいれん 特定相談支援事業所 地域移行支援事業所

居住支援のための 5つの機能	具体的内容	実施機関
専門的人材の確保・養成	・リーベルによる研修会の他に、行動障がい・医療的ケア・複合的な課題を抱えている方などのバックアップ研修を行い、地域の福祉力の向上に取り組めます。	リーベル すいれん
地域の体制づくり	・障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて「拠点検証・検討委員会」を定期的を開催し、機能の検証及び充実に向け検討し、面的整備を促進し、地域の支援体制づくりに取り組めます。	リーベル すいれん 拠点登録事業所



第3節 ふれあいのあるまちづくりの推進

1 地域社会における共生

(1) 地域交流の推進

【現状及び課題】

- 障がい者の地域とのふれあいの場として、地域活動支援センターや日中活動の場となる事業所を通じて、障がい者の日常的な交流が行われています。
- 障がい者の地域交流への参加を促進するためには、参加できる地域イベント等の情報発信を充実させることが必要となっています。
- 地域のボランティア人材の育成にあたって、ボランティアセンターとの連携によるボランティアグループの支援、養成したボランティアを活かす場へつなぐ仕組みづくりが求められます。

【施策の方向】

市内ではさまざまなイベントや研修会等が開催されています。しかし、その内容について情報が十分に提供されていないことがあり、障がい者の参加につながらないことが考えられます。イベント等の効果的な情報発信に努めます。また、入所施設や通所施設で地域交流を目的とするイベントが開催されています。地域に開かれたイベントとなるよう、積極的に情報発信をします。

各種ボランティア活動の充実が求められます。ボランティア養成講座を修了した後の活動へつなげていく体制の充実に努めます。

パラリンピックなど国際的なパラスポーツ大会で選手が活躍し、パラスポーツへの関心が高まっています。パラスポーツを一般の方にも体験してもらえる機会をつくっていきます。また、文化芸術活動を通じて障がい者の社会参加が促進できるよう取り組みます。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
希望する誰もが参加できるようにイベント等の情報発信の強化	・ イベント等はわかりやすい内容で情報発信し、誰でも参加できるように努めます。 ・ 各施設が取り組んでいる地域交流を目的とするイベントの情報発信を充実させます。	継続
ボランティアコーディネーターとの連携によるボランティアグループの支援	・ 養成したボランティアが活躍できる環境整備に取り組みます。 ・ ボランティアグループの支援を充実させるため、ボランティアコーディネーターとの連携強化に取り組みます。	継続
【重点】文化・スポーツ体験を通じた交流の促進	・ 誰もが参加できる文化活動や障がい者スポーツ等の体験の機会を作り、交流促進に取り組みます。	継続



（２）情報・意思疎通支援の充実

【現状及び課題】

○障がい者向けの情報・意思疎通支援として、毎年手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者へのコミュニケーション支援ができる人材育成を行っています。また、広報紙や議会だよりなどの点字化が行われていますが、当事者のニーズに合わせ、音声コード等新たなツールの導入が求められます。

【施策の方向】

本市では、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の養成を行っています。養成講座を修了した方が継続的にボランティア活動のできる体制の充実に努めます。

近年、印刷物に印字されたバーコードをスマートフォンで読み込み、音声で読み上げる音声コードの普及が進んでいます。視覚障がい者等が手軽に情報を入手できる手段であり、周知や普及に向けて取り組みます。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
ボランティア養成講座の推進	【重点】 ・手話奉仕員養成講座を定例開催するとともに、各種ボランティア養成講座の開催について検討します。 ・養成したボランティアが活躍できる環境整備に取り組みます。	継続
音声コードの普及啓発	・音声コードを積極的に導入し、誰もが必要な情報を得られる環境整備に努めます。また、普及啓発に取り組みます。	継続

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状及び課題】

○公共施設のバリアフリー化は進んでいますが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により合理的配慮が求められるようになり、これまで以上にバリアフリー化が求められています。

【施策の方向】

「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」がユニバーサルデザインの基本的な考え方です。障がいの有無に関係なく、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの導入が求められます。既存の公共施設や民間施設のバリアフリー化に向けた啓発活動に取り組みます。

また、インクルーシブ教育※を進めるため、「八女市公共施設等総合管理計画」に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に取り組みます。

※インクルーシブ教育・・・人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み

<施策一覧>

施策名	施策内容	後期
誰もが使いやすい公共施設の推進	・既存の公共施設を改修する際、バリアフリー化を推進します。	一部変更
民間事業者への啓発	・民間事業者に対してバリアフリー化の啓発活動に取り組みます。	継続

(4) 災害時の安全・安心策の強化

【現状及び課題】

○アンケート調査では、火事や地震等の災害時に一人で避難できないと回答した方が31.4%（平成29年度調査時：34.5%）となっており、災害時に不安に感じることは、「安全な場所への迅速な避難」（平成29年度調査時：今回と同様）が最も多くなっています。災害時の避難所までの移動に不安がある障がい者が多く、災害時に避難支援が必要な要支援者に対する支援体制づくりが課題となっています。

【施策の方向】

近年では、本市を含め広範囲での大規模な自然災害が発生しています。障がい者をはじめとして、災害時に避難行動の支援を必要とする人たちにとって、日ごろより災害に備えた取り組みは重要です。平時にできることや、災害発生時の避難支援のあり方について検討します。

また、「八女市公共施設等総合管理計画」に基づき、特定建築物であり避難所にもなる学校施設のバリアフリー化を進めていきます。

＜施策一覧＞ 【重点】は重点施策

施策名	施策内容	後期
【重点】福祉避難所の充実	・既存の指定福祉避難所の機能を充実させるとともに、障害者支援施設などに福祉避難所の機能を持たせるための取り組みを行います。受け入れ先については、合理的配慮を想定して検討を進めます。	一部 変更
災害時の避難支援体制の確立	・災害時の避難支援体制を確立できるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。また、地域における日ごろの声かけを通して、対応力の強化に努めます。 ・災害時における地域に必要な支援体制について研究します。 ・避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等について定めた避難行動要支援者個別計画の策定に努めます。	一部 変更

(5) 福祉教育の推進

【現状及び課題】

○福祉教育による啓発活動として、市内の小学校を対象に当事者との交流や車いす体験などに関する授業を継続実施しているほか、障害者差別解消法施行後、行政職員を対象とする研修が行われています。その一方で、学校職員の障がいに対する理解不足が課題となっており、各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーによる相談・指導体制を充実し、障がい児等に対する理解と適切な対応のできる環境づくりが求められます。

【施策の方向】

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶインクルーシブ教育の実現が求められます。学校教育における障がい者福祉に関する理解を促進させるための取り組みが必要であり、各学校に委ねるだけでなく、行政をはじめとする関係機関を含めた仕組みづくりに取り組みます。

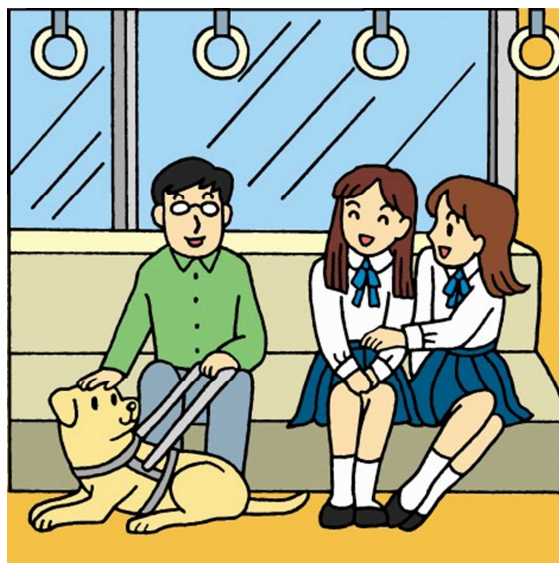
障害者差別解消法の施行により合理的配慮を提供することが義務付けられています。障がいの特性や求められる配慮について、すべての職員が理解し、合理的配慮を提供できる環境整備に努めます。

<施策一覧>

施策名	施策内容	後期
学校等における福祉教育の推進	・市内すべての学校で福祉教育に取り組めるよう環境を整備します。	継続
行政職員に対する福祉教育の推進	・すべての行政職員が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を理解し、合理的配慮を提供できるよう、必要となる研修等に取り組みます。	継続

【成果指標】

	現状	中間年度	最終年度	出典
	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 10 年度	
(1) 地域交流の推進				
文化活動・スポーツ イベントの開催	成果目標			
	0回／年	1 回／年	1 回／年	
	結果			
		1 回／年		
(2) 情報・意思疎通支援の充実				
新しいボランティア 養成講座の開催	成果目標			
	0講座	1 講座	2講座	
	結果			
		1 講座		
(4) 災害時の安全・安心策の強化				
障害者支援施設を福祉 避難所としての機能を 整備	成果目標			
	0か所	3か所	5か所	
	結果			
		0か所		



2 差別の解消

【現状及び課題】

- アンケート調査では、日常生活において、差別や偏見、疎外感を「(よく、ときどき) 感じる」回答者は 27.3% (平成 29 年度調査時 23.9%) となっており、差別や偏見、疎外感を感じた時は、「人間関係」「街角での人の視線」「地域の行事や集まり」(平成 29 年度調査時も今回と同様) との回答が多くなっています。
- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者が連携協力して差別を解消するための措置などが定められました。また、令和 3 年 6 月の改正では、事業所による合理的配慮の提供の義務化などが定められています。今後は障がい者差別の解消に向け、具体的な取り組みをより強化していく必要があります。
- 八女市人権施策基本指針及び八女市人権施策実施計画との連携、また人権施策の基本指針である「かけがえのない命が輝くまちづくり」に基づき、障がいの有無に関係なく、すべての方が安心して住み慣れた地域で生活できる地域共生社会の実現が求められます。

【施策の方向】

(1) 八女市障害者差別解消支援地域協議会の推進

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって作り出されているものです。「社会的障壁を取り除くのは社会の責務」という「障がいの社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心のあり方を変えていくこと＝心のバリアフリー化が重要です。平成28年に設置した「八女市障害者差別解消支援地域協議会」の取り組み強化が必要であり、地域に向けた啓発事業を充実させ、地域における障がい者に対する差別解消に取り組めます。

< 施策一覧 >

施策名	施策内容	後期
障がいを理由とする差別の解消の推進	・ 市民を対象とする研修会や講演会の開催、街頭啓発活動に取り組みます。	継続
合理的配慮の推進	・ 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターデュナミス等と連携し、民間事業者への周知活動に取り組みます。	継続

参考資料

八女市障害者基本計画策定委員会委員名簿				
NO	団体等名称	役 職 名	氏 名	選出基準条項
1	八女市行政区長会	豊岡地区代表 行政区長	カトウ サトシ 加藤 聡	市の公共的団体等の代表者
2	八女市教育委員会	教育委員	カトウ テツヒデ 加藤 哲英	市の公共的団体等の代表者
3	八女市民生委員児童委員連絡協議会	忠見校区 会 長	スエツグ リツコ 末次 律子	市の公共的団体等の代表者
4	八女市障がい者等自立支援協議会	委 員	ニシハラ ヒロフミ 西原 洋文	市の公共的団体等の代表者
5	八女市身体障害者福祉協会	会 計	イイダ ヨシコ 飯田 芳子	障害者福祉団体等の代表者
6	NPO法人 ふくし邑	代表理事	ヒグチ ヨシコ 樋口 芳子	障害者福祉団体等の代表者
7	八女聴覚しょうがい者協会	役 員	ハシモト ノリアキ 橋本 法明	障害者福祉団体等の役員
8	八女地域精神障害者家族会 のぞみ会	会 長	ヤマグチ ユキコ 山口 由紀子	障害者福祉団体等の代表者
9	(福)明和会 「陽だまりの里」	理 事 長	イノウエ アキヒデ 井上 明秀	障害者福祉団体等の代表者
10	(福)上横山福祉会	理 事 長	ヤリミズ フミ オ 鎧水 文雄	障害者福祉団体等の代表者
11	社会医療法人 筑水会 「筑水会病院」	副 院 長	オオツカ 大塚 みえか	障害者福祉団体等の代表者
12	NPO法人 リーベル	センター長	オオツカ ヒロシ 大塚 博嗣	障害者福祉団体等の代表者
13	帝京大学福岡医療技術学部	教 授	サカイ ユタカ 堺 裕	知識経験者
14	一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所	代表理事	イケダ マサキ 池田 将樹	知識経験者
15	八女公共職業安定所	雇用指導官	ツツミ タツユキ 堤 竜幸	市長が必要と認める者
16	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	社会福祉 課 長	クボタ シンジ 久保田 伸児	市長が必要と認める者
17	福岡県立筑後特別支援学校	教 諭	アキヤマ タツロウ 秋山 辰郎	市長が必要と認める者
18	(福)八女市社会福祉協議会	常務理事	ハラ シンヤ 原 信也	市長が必要と認める者
19	八女市健康福祉部	部 長	サカタ トモコ 坂田 智子	市長が必要と認める者

策定委員任期：令和5年6月1日から計画策定までの間

八女市障害者基本計画策定委員会開催経過

開催日	会議／調査	内容
令和5年7月19日	令和5年度第1回障害者基本計画策定委員会	諮問 第3期障害者基本計画について アンケート調査について
令和5年7月20日～ 令和5年8月14日	アンケート調査	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者から2,700人を無作為抽出
令和5年8月～ 令和5年9月	関係団体ヒアリング (調査票回収)	当事者団体5団体／障害者支援施設13団体／ 学校・行政関係4団体／ボランティア団体4団体／ その他1団体
令和5年8月29日 ～9月5日(6日間)	関係団体ヒアリング調査 (インタビュー)	身体障害者協会／ひまわり／若楠園／のぞみ会・八 女作業所／陽だまりの里／伍福会／あおぞら／八女 総合療育館／八女てらす／筑後特別支援学校／聴覚 障がい者福祉協会／やめん茶サークル／親の会 え ん／ともしび／めぶみ／さら／蓮の実団地／デュナミス ／連-Ren- ウイング
令和5年11月1日	令和5年度第2回障害者基本計画策定委員会	アンケート調査結果報告と調査結果からみた主な課題 第3期八女市障がい者基本計画中間改訂(計画素 案)について
令和5年12月27日	令和5年度第3回障害者基本計画策定委員会	第3期八女市障がい者基本計画中間改訂(計画素 案)について 第7期八女市障がい福祉計画、・第3期八女市障がい 児福祉計画(計画素案)について
令和6年2月7日	令和5年度第4回障害者基本計画策定委員会	パブリックコメントに向けた 第3期八女市障がい者基本計画中間改訂(案)につ いて 第7期八女市障がい福祉計画、・第3期八女市障がい 児福祉計画(案)について
令和6年2月9日～ 令和6年2月26日	パブリックコメント	
令和6年3月13日	令和5年度第5回障害者基本計画策定委員会	パブリックコメントの結果報告・修正事項 第3期八女市障がい者基本計画ダイジェスト版 答申

用語解説

用 語	解 説
■ ア行	
アウトリーチ	「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味。社会福祉の分野では、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組み。
アクセシビリティ	情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。
移動支援	屋外での移動に困難がある方に、外出のための移動を支援し、地域での自立生活及び社会参加を促進するサービス。
インフォーマル	自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。
音声コード	表示される信号の内容を、音響によって視覚障がい者に知らせるコード。
■ カ行	
共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援などを行うサービス。
計画相談支援	障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うサービス。
合理的配慮	障がいがある人が困っているときや障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲でできる限り対応していくこと。
■ サ行	
サテライト型グループホーム	グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組み。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービス。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間において就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。

用 語	解 説
障害者雇用促進法	障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。
障害者差別解消法	行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。
自立支援（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間において身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。
生活介護	常に介護が必要な方に、日中において施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス。
生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。
成年後見制度	家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。介護保険の実施にあわせ、民法を一部改正し、従来の禁治産・準禁治産制度を改め、また比較的軽度な人の利用（補助の創設）や、判断能力があるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。
ソーシャルワーカー	専門的知識及び技能をもって、身体上もしくは精神上の障がいがある又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。
相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービス。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

用 語	解 説
■ タ行	
短期入所（ショートステイ）	在宅の障がい児・者を介護する方が病気の場合などに、障がい児・者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の支援などを行うサービス。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談などを行うサービス。
地域共生社会	高齢者や障がいを持つ人たちを地域で支え合うという考え方。福祉サービスでは対応できない高齢者や障がい者に対する支援を地域住民が行っていく社会をめざす方針。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談などを行うサービス。
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。
通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の支援などを行うサービス。
■ ナ行	
難病	原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称。障害者総合支援法では、難病等も障がい者の定義に加えられた。
日中一時支援	日中に一時的に自宅で介護することが困難となった場合、施設等で日中活動の場を提供し、障がい児・者の見守りや社会に適應するための訓練を行うサービス。
農福連携	担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障がい者や高齢者らの働く場の確保を求める福祉分野の連携した取組み。
■ ハ行	
発達障がい	脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。
バラスポーツ	障がい者向けスポーツ。
バリアフリー	障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。具体的には、段差の解消や手すりの設置のほか、道路の整備やスロープ、点字の案内板の設置、点字ブロックの設置などがあげられる。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障がい福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行うこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など特別な配慮が必要な「要配慮者」向けの避難所。
ペアレントトレーニング	主に発達障がいの子をもつ保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。
保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がい児や指導者に対して、集団生活に適應するための専門的な支援などを行うサービス。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。

用 語	解 説
■ ヤ行	
ユニバーサルデザイン	「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであるが、障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。 特別な製品や調整をすることなく、可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザインのこと。
■ ラ行	
療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護を必要とする方に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス。
レスパイト	障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。